伊那谷国有林の地域別の森林計画書
(案)

(伊那谷森林計画区)

(変更)

(令和８年 12 月変更)

計　画　期　間
自　令和　５年　４月　１日
至　令和１５年　３月３１日

林野庁中部森林管理局

森林法第７条の２第３項の規定において準用する第５条第５項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関る計画を変更するものである。

この変更は、令和９年４月１日に効力を生じるものとする。

（利用上の注意）

①　総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。

②　０は、単位未満のものである。

③　本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目　　次

Ⅱ　計画事項
第５　計画量等
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画…… 1
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等
（３）実施すべき治山事業の数量

Ⅱ　計画事項

第５　計画量等

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

単位　面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半５年分		
解除	水源かん養	駒ケ根市	2103	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備保健	伊那市	271	0	0	指定理由の消滅	変更
解除	水源かん養	辰野町	1067	0	0	指定理由の消滅	変更
			合　計	0	0		

注１　指定及び解除の別に記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとに総数も記載する。
注２　区域欄には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載する。

（３）実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森林の所在		治山事業施工地区数	うち前半５年分	主な工種	備考
市町村	区域				
飯田市	3203～3222, 3162～3188	9	7	渓間工, 山腹工	
伊那市	301～312, 207～212･228～232, 233～245, 270～274, 275～279, 12～17, 18～21, 34～42, 28･29･31～33･128～130, 30･121～127, 47～54･78～79, 62･69･70･73～77, 55～61	36	20	渓間工, 山腹工	
駒ヶ根市	2106～2110	1	1	渓間工	
茅野市	1201～1228, 1229～1253･1342～1344, 1254～1260･1345, 1261～1274･1346･1347, 1401～1430	23	8	渓間工	
下諏訪町	1116～1146･1149～1150･1152～1162	5	5	渓間工, 山腹工	
富士見町	1299～1304･1330～1332, 1305～1319･1333～1337･1355	7	5	渓間工	
辰野町	1057～1069	7	4	渓間工, 山腹工	
飯島町	2225～2228, 2229～2232･2237～2242, 2243～2247･2251･2252	4	3	渓間工, 山腹工	
宮田村	2111～2113, 2130～2133･2141～2145, 2114～2124	18	10	渓間工, 山腹工	
阿智村	3302～3304, 3305～3315, 3316～3318	10	7	渓間工, 山腹工	
大鹿村	2005～2008･2020～2023, 2053･2054･2080～2086	2	2	渓間工, 山腹工	
計		122	72		

注１　区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。
２　治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。